

山口市税等徴収率向上対策本部設置要綱

(設置)

第1条 全庁的な市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の収納取組みを行い、徴収率の向上を図るため、山口市税等徴収率向上対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の徴収率向上のため、その対策の検討及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との調整、協力に関すること。
- (3) その他目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は総務部税務担当理事をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は必要に応じて本部長が召集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、総務部収納課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(市税等収納推進委員会設置要領の廃止)

2 市税等収納推進委員会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1(第3条関係)

本部員	職名
	副市長
	総務部長
	総務部税務担当理事
	総合政策部長
	交流創造部長
	地域生活部長
	環境部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	経済産業部長
	都市整備部長
	小郡総合支所長
	秋穂総合支所長
	阿知須総合支所長
	徳地総合支所長
	阿東総合支所長
	上下水道局長
	会計管理者
	教育部長
	総務部次長
	総務部市民税課長
	総務部資産税課長
	健康福祉部介護保険課長
	健康福祉部保険年金課長
	総務部収納課長